

「学習支援等ボランティア活動参加届」の提出について

記

教育学部（教職指導）を通じて周知している市区町村の学習支援等ボランティア活動以外のボランティア活動に参加する場合は、事前に「学習支援等ボランティア活動参加届」の提出が必要となります。

具体的には下記のとおりですが、該当する活動に参加する場合は必ず学務係に提出した上で参加してください。

Q. 届出が必要な活動とは？

A. 個人で探してきた学習支援等ボランティア活動などが該当します。

たとえば、公民館や図書館に掲示されていたもの等、いずれも教育学部（教職指導）を介して周知が行われていない活動が該当します。

自分の参加する活動に届出が必要なのかどうか不明な場合は、学務課までお問い合わせください。

Q. 「学習支援等ボランティア活動参加届出」はどこでもらえますか？

A. 教育学部 HP > 学内の皆様へ > 学習支援等ボランティア活動参加届の提出についてに掲載しています。各自ダウンロードし印刷の上、学務課窓口に提出してください。

Q. 保険に関して教えてください。

A. 以下の保険は入学時に全員が加入必須です。

① 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

② 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

入学時に加入しているはずですが、休学や留年の履歴がある方は、加入期限が切れていないかどうか確認してください。なお、②は、学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）のうちの、Aコースのことを指します。

Q. 届出をしないとどうなりますか？

A. 届出をすることで、学研災・学研賠の補償対象の活動となります。

届出をしないと、万一、活動中に自分や相手方（児童生徒等）に怪我や事故が起こった際に、上記保険が適用されず、大きな損害を被ることになります。

※怪我や事故等が起こった場合、まずは実施団体の指示に従うとともに、速やかに学務課へ報告してください。